1.件名:福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(減容処理設備の設置)に係る面談

2.日時:令和2年5月11日(月)13時30分~14時30分

3.場所:原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 松井安全審査官、田上係員

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当4名

5.要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請(減容処理設備の設置)について、資料に基づき説明があった。
 - ▶ 換気空調設備が停止した場合に、ダストを建屋内に閉じ込めるための設計 上の考慮について
 - ✓ 建屋内から外へ向かう気流が発生する可能性は低いため、一般的に使用されているシャッターを二重に設置すれば問題ないと考えている。
 - ▶ 受け入れる瓦礫の表面の 線の線量率の管理について
 - ✓RO 濃縮水等の Sr 濃度が高い汚染が付着した廃棄物については、一時保管前に除染しているので、減容処理設備に持ち込まれることは基本的にないと考えている。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメント した
 - ▶ 減容処理設備については、放射性物質を含むダストが多く発生する設備であることから、バウンダリを構成する扉等については、ダスト発生を考慮した仕様のものを設置する必要がある。建屋内から外へ向かう気流が発生する可能性が低いとの理由で一般的に使用されているシャッターでも問題無いとするのは、ダストが発生することを十分に考慮されていないため扉等の仕様が適切であるのか確認することができない。このため、バウンダリを構成する扉等に要求される密封機能を整理した上で、要求を満たす設計となっていることを説明すること。
 - ▶ 減容処理設備の設計は、受け入れる瓦礫の表面線量率を年平均で 1mSv/h とすることを前提としているため、受け入れる瓦礫の表面の 線の線量率の管理は、設計の妥当性を担保するために適切に実施する必要がある。一方、

線量が高い瓦礫は当該設備に持ち込まれることはないとの説明であるが、 除染対象とはならない 線量の低いレベルのものが持ち込まれることが 考慮されておらず、瓦礫受入時の線量管理が適切であるか確認できないこ とから、線量管理の方法を整理した上で改めて説明すること。

6. その他

資料:

減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について